

学校における新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業について

令和2年2月28日

坂井市教育委員会

令和2年2月27日(木)、内閣総理大臣から、公立小学校、中学校、高等学校および特別支援学校における全国一斉の臨時休業が要請されました。

この要請を受け、坂井市の小中学校では、以下のように臨時休業措置をとります。

子どもたちの健康・安全を第一に考えての臨時休業措置ですので、児童生徒および保護者のみなさまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 臨時休業期間について

○令和2年3月2日(月)から令和2年3月24日(火)まで。その後、春休みとなります。

※感染の状況によって変更(延長)となる可能性があります。

○今後の詳細につきましては、来週以降に各学校から各家庭へお知らせする予定です。

2 卒業式、修了式、入学式について

○卒業式については、規模を縮小して、中学校は3月12日(木)、小学校は3月17日(火)に実施する予定です。

・卒業生と保護者と教職員のみ参加。在校生は参加しません。

・スクールバスは、当日運行します。利用は卒業生のみとなります。

・詳細につきましては、後日、各学校から連絡いたします。

○今後の感染の状況によって、延期、中止の可能性もあります。

○修了式、離任式については、中止とします。

○入学式は、4月8日(水)に実施する予定です。

3 家庭での過ごし方について

○感染症対策での臨時休業措置ということをご理解の上、基本的に家庭で過ごさせてください。

○家庭においても、十分な感染症対策を行ってください。

・健康観察を行う、手洗いの励行、マスク着用などの咳エチケット。

・不要不急の外出を避ける、商業施設等の人混みの多い場所への出入りを避ける等。

○中学校の部活動も臨時休業期間および春休みは実施しません。

○可能な限り家庭で学習に取り組んでください。(課題については、来週以降に各学校からお知らせがあります。)

4 その他

○児童生徒、家族の罹患があった場合は、学校へ連絡をお願いします。

○市立図書館は、子どもたちの安全確保、感染のリスクを減らすため、児童生徒の入館を禁止します。

○臨時休業期間も、教職員は勤務しています。お子様のことでご相談等がありましたら、各学校へお電話ください。(8:00~16:30)